

海岸保全に関する技術部会 規約 (改正案)

(名称)

第 1 条 本会は、「海岸保全に関する技術部会」（以下「技術部会」という）と称す。

(目的)

第 2 条 本技術部会は、新潟県海岸保全基本計画検討委員会設置要綱第 4 条 3 項に基づき、新潟県海岸保全基本計画の変更にあたり意見を述べる専門部会とし、特に技術的、専門的な事項に関する検討を行い、結果について検討委員会に対して報告、助言を行う役割を担うものとする。

(組織等)

- 第 3 条 技術部会は、海岸工学に関する学識経験者、行政機関及び海岸管理者等のうちから、別表に掲げる委員で組織し、新潟県土木部河川管理課長が委嘱する。
- 2 技術部会は必要と認めるとき、委員以外の者に参考人として会議への出席を求めることができる。
 - 3 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(部会長)

- 第 4 条 技術部会には、部会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、技術部会を代表し、会務を統括する。
 - 3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代行する。

(会議)

- 第 5 条 会議は、部会長が必要とするとき、これを招集する。
- 2 部会長は、会議の議長となり、議事を運営する。
 - 3 会議は、委員の半数以上の出席（web を含む）をもって行う。
 - 4 部会長が不在の場合における招集については、新潟県土木部河川管理課長が代行する。

(情報公開)

- 第 6 条 技術部会の資料、議事内容の公開については、本技術部会で定める。
- 2 技術部会の事務局は、公開する情報について県民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第 7 条 技術部会の事務局は、新潟県土木部河川管理課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、技術部会の運営に関し必要な事項は、部会長が技術部会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年3月11日から施行する。

令和6年11月14日一部改正（委員構成）

令和 年 月 日一部改正（委員構成）

別表

海岸保全に関する技術部会委員

氏名	所属	備考
犬飼 直之	長岡技術科学大学 工学部 准教授	
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	
中村 亮太	新潟大学 工学部 准教授	
長谷川 真英	国土交通省北陸地方整備局 河川部 地域河川調整官	
若林 修	富山県 土木部 河川課長	
新保 直人	新潟県 土木部 河川管理課長	事務局兼任

敬称略：五十音順